

少年院在院者に対する  
高等学校教育機会の提供に関する検討会  
報告書

令和2年12月7日

# 少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会報告書

## 目 次

はじめに

- 1 少年院在院者の高等学校教育の現状と課題
  - (1) 少年院在院者の教育状況
  - (2) 少年院における修学支援
  - (3) 少年院における高等学校教育
- 2 少年院と通信制高校との連携方策
  - (1) 通信制高校への（転・編）入学の際の方策
    - ア 少年院在院者に対する情報提供
    - イ 保護者等に対する情報提供
    - ウ 少年院在院者が入学を希望した際の支援
    - エ （転・編）入学時期等の柔軟な対応
  - (2) 通信制高校に（転・編）入学した在院者に対する在院中の支援
    - ア 学習習慣の定着に向けた指導と学習状況の管理
    - イ 学習時間の確保
    - ウ 面接指導（スクーリング）や多様なメディアを利用した指導への対応
  - (3) 出院後の継続的な在籍・学びに向けた支援
    - ア 在院中からの通信制高校との積極的な情報共有等
    - イ 出院後の進路に関する指導の効果的な実施
    - ウ 保護者等への情報提供等
    - エ 更生保護官署との連携
    - オ 関係者によるケース検討会の実施
    - カ 出院者等による相談制度等の活用
  - (4) 高等学校における単位認定に向けた方策
    - ア 矯正教育の単位認定
    - イ 高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定
    - ウ 入学年次に関する考え方の整理
- 3 今後の施策の方向性

## 参考資料

- 1 検討会の概要
- 2 作業部会の概要

はじめに

現在、法務省では、国民の期待に応えるべく、新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方公共団体や民間団体を始めとする様々な関係機関と連携し、再犯防止施策を推し進めている。少年院においても、関係機関との連携に加え、民間協力者の理解と協力も得ながら、再犯・再非行防止に向けた様々な取組を進めており、少年院在院者に対する矯正教育及び社会復帰支援の一層の充実強化は重要な課題である。

特に、少年院在院者については、高等学校中退や中学卒業の割合が6割余りを占めるなど、学習ニーズの高い者が多く、同年代の若者と比較すると学習環境には格差がある。少年院では、これまでも文部科学省、教育委員会、学校等と連携し、在院者の学びの継続に向けた支援に取り組んできたが、このような取組を更に推進し、希望する全ての少年院在院者に、高等学校で学ぶ機会を用意することは、彼らの出院後の安定した生活の基盤作りにつながるものであり、社会での再チャレンジに立ち向かう彼らにとって、将来の可能性を広げる上でも、重要な取組であると考えている。

今般、この取組を円滑に推進するため、法務省において、「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」が立ち上げられ、文部科学省を始め、全国高等学校通信制教育研究会や通信制高校、少年院が参画して、作業部会を通して具体的な施策について議論するとともに、今後考えられる施策の方向性を取りまとめた。

今後、この内容に基づき、次代を担う子供たちの健全育成のため、そして安全・安心な社会の実現のために、モデル事業の実施に取り組んでいく。

## 1 少年院在院者の高等学校教育の現状と課題

### (1) 少年院在院者の教育状況

令和元年における少年院新収容少年の教育程度については、中学卒業の者が24.4%、高等学校中退の者が40.1%と6割余りを占めるのに対し、高等学校に在学中の者及び高等学校を卒業した者の割合は、合計で24.7%にとどまる。ちなみに、日本の高等学校進学率は約99%（令和元年度）となっており、ほとんどの若者が高等学校に進学している状況から見ても、少年院在院者に対して、復学や進学の手を貸し、学習環境の格差の軽減に向けた支援が必要といえる。

次に、少年院出院者の修学・就労状況について見ると、令和元年の少年院出院者2,065人のうち、4.4%が在院中に高等学校や中学校等への復学が決定、38.9%が就職先が決定、40.8%が就職を希望しているものの就職先が決まらずに出院している。そして、進学を希望しているにもかかわらず、進学先が確定しないまま出院する者が13.1%と、一定数存在することが明らかとなっている。

また、少年院仮退院者の再処分率（保護観察期間中に再非行により新たな保護処分等を受けた者の比率）を見ると、平成30年については、有職者が17.0%、無職者が41.2%であるのに対し、学生・生徒は13.1%と低い数値であり、学校という居場所があることが、再非行防止につながっていることがうかがえる。こうした状況からも修学に向けた支援の重要性が見てとれる。

### (2) 少年院における修学支援

少年院では、修学ニーズの掘り起こしと情報提供を兼ね、「修学支援ハンドブック」を全ての在院者に配布しており、これには、学校の種類や卒業後の進路等の情報や「学ぶ」ことの意義について考えさせる記事を掲載している。また、民間事業者が運用する「修学支援デスク」を設置し、進学先の候補となる学校の情報や、奨学金や支援金などの利用可能な経済的支援等の情報を希望する在院者に提供するという支援も行っている。

少年院における教科指導としては、従来から、特に中学生を対象に、学校教育に準じた指導を実施しているほか、その他の在院者に対しても、社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせるための指導等を体系的に実施している。

### (3) 少年院における高等学校教育

少年院では、平成19年度から、高等学校卒業程度認定試験を少年院内で受験することが可能である。平成22年の受験人数は400人以下であった

ところ、令和元年では502人となっており、少年院新収容少年の人数が減少傾向にある中でも、高等学校卒業程度認定試験の受験者数は増加しており、少年院在院者における学習ニーズの高まりを示している。

さらに、同認定試験の受験を希望する在院者への指導体制の強化にも取り組んでいる。具体的には、重点的に受験指導を実施する「重点指導コース」を、平成27年度に新潟少年学院に設置し、続いて平成29年度に多摩少年院、そして平成30年度には各管区に1庁程度、これに複数の女子施設を加えた合計13庁に拡大して設置している。

こうした取組の影響もあって、全科目合格者数も平成22年では116人であったところ、令和元年には202人と順調に増えている。全科目合格者の中には、出院後、大学受験に合格した者もあり、進路の選択肢や将来の可能性を広げるためにも同認定試験の受験を勧めることや指導の充実を図っている。

## 2 少年院と通信制高校との連携方策

少年院では、これまでも在院者に対して、多様な教育活動を展開しており、特に、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる在院者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を実施するとともに、動機付けを図りながら、学習習慣を身に付けさせる指導も実施している。また、社会復帰支援として修学支援も実施しており、出院後の学びの継続に向けて、学校との連携を始め、様々な形での支援を展開している。

少年院での学びの継続に関する支援を更に充実させるため、今般、在院者の学習ニーズの状況を踏まえ、高等学校教育機会の提供の在り方を検討することとした。なお、少年院在院者については、少年院への入・出院の時期も個人によって異なっており、出院後に帰住する地域も様々である。一方、通信制高校、取り分け広域通信制高校は、学ぶ場所や時間、内容などについて、在院者の希望や事情に合わせて選択することが可能であり、少年院在院者の学びの継続において、そのニーズを満たすことができるものとする。

そこで、少年院在院者の高等学校教育機会の提供に当たっては、通信制教育ならではの長を生かして、少年院と通信制高校が連携を図っていくことが重要と考えられる。

具体的に必要と考えられる連携・支援策を、入学から、在院中、出院後という時系列等に沿って整理すると次のとおりとなる。

- 通信制高校への（転・編）入学の際の方策
- 通信制高校に（転・編）入学した在院者に対する在院中の支援
- 出院後の継続的な在籍・学びに向けた支援
- 高等学校における単位認定に向けた方策

### (1) 通信制高校への（転・編）入学の際の方策

#### ア 少年院在院者に対する情報提供

通信制高校への（転・編）入学に関する情報提供は、少年院と各学校とで役割分担する必要がある。例えば、（転・編）入学の機会提供に関する全般的な内容、希望の申出、手続等については少年院担当者において実施し、各学校の授業科目、授業料、出院後のスクーリング実施校の所在地等の内容については、各学校担当者において実施する方法が考えられる。

また、情報提供の方法としては、例えば、一律的に行うものとしては、入院時のオリエンテーションや、進級式等の場において、在院者全体に対する説明会を実施することを始めとして、多様な機会を捉えて行うことが考えられる。さらに、院内での生活の仕方やルール等を記載した「生活のしおり」等に説明資料を添付することや、通信制高校のパンフレット等を在院者が生活する

各寮に備え付けるなどして、いつでも閲覧できるようにすることも考えられる。

また、必要に応じて、希望者や関心を持つ在院者に個別に説明する機会を幅広く持つことも有効である。今後、必要な情報を取りまとめた資料を作成することが望ましい。

#### イ 保護者等に対する情報提供

高等学校への入学や学びの継続には、保護者等による理解と協力が欠かせない。少年院在院中に、通信制高校への（転・編）入学ができることや、（転・編）入学できる通信制高校の情報については、少年院担当者から在院者の保護者等にも情報提供することが必要である。情報提供は、少年院入院時に全ての保護者等に少年院から交付している「保護者ハンドブック」に概要を記載することなどにより実施する。また、必要に応じて、より具体的な内容を保護者等（場合によっては在院者も交えて）に対して個別に説明する機会を設ける。情報提供に当たっては、入学に必要な金額や経済的負担に対する支援制度について、各学校担当者から提供する。

#### ウ 少年院在院者が入学を希望した際の支援

少年院在院中に在院者が通信制高校の入学の希望を申し出た場合、少年院は通信制高校と調整し、在院者の保護者等と通信制高校担当者との連絡の場を設ける等、入学に向けての支援を行う。通信制高校においては、入学及び学校生活を送る上で必要な情報を在院者、保護者等、少年院担当者に提供するとともに、在院中の学習計画について調整する。

#### エ （転・編）入学時期等の柔軟な対応

在院者は、年間を通じて五月雨式に少年院に入院する。したがって、全日制の高等学校のように、入学時期が4月のみである場合には、少年院への入院時期によっては、在院中に通信制高校に（転・編）入学できる者が限られたり、在籍期間が短くなったりするなど、高等学校教育機会の提供に関する施策の効果が限定的となることが懸念される。この点を踏まえ、在院者の通信制高校への入学時期についてはある程度柔軟な対応が望まれる。

### (2) 通信制高校に（転・編）入学した在院者に対する在院中の支援

#### ア 学習習慣の定着に向けた指導と学習状況の管理

少年院在院中は、在院者は日課に従った規則正しい生活を送っており、学習についても計画的に進めることが可能であるほか、少年院職員による指導も適時行なわれている。他方、出院後は、こうした周囲からのフォローアップは少なくなることから、在院者が学習を継続するには、自律的な

学習姿勢のかん養が必要である。少年院での学習に当たっては、在籍する通信制高校の助言等を得ながら、個別担任職員等が個別面接等を通じて支援しつつ、自立性のかん養という視点から院内での学習計画を本人に立てさせることも有効である。通信制高校から課されている課題等の取組状況についても、個別担任職員等が把握し、本人に対して取組を促すほか、通信制高校と学習状況を共有し、必要に応じて、通信制高校職員等によるカウンセリングや個別指導等の実施を調整するなどして、在院者の院内における取組を支援することが考えられる。

#### イ 学習時間の確保

（転・編）入学した在院者については、通信制高校から課された課題等に取り組む学習時間を確保する必要がある。例えば、平日の日中の日課について、高等学校卒業程度認定試験に向けた学習グループ等を編成して授業等を展開している少年院では、当該グループに編入させるなどの対応が考えられる。

このようなグループを編成していない少年院においても、通信制高校に（転・編）入学した在院者の人数等を踏まえ、必要に応じて、グループ編成等を行うこと、更に、本人の学習状況や試験日程等の事情等に応じて、単独室等で個別に学習する機会を設定することや、消灯時間を延長して夜間も学習できるように対応すること等が考えられる。

他方、日中の日課以外の場面において、自主的に学習に取り組むことを目指し、通信制高校の課題作成等に関し、本人に学習計画を立てさせ、学習が継続するよう個別担任等が指導していくことが考えられる。

#### ウ 面接指導（スクーリング）や多様なメディアを利用した指導への対応

面接指導（スクーリング）等を学校等の少年院外で実施する場合には、在院者の身柄の確保に必要な事項や外出に同行する職員配置など、少年院在院者に特有の留意すべき点がある。また、通信制高校の職員の派遣を受けて、少年院内で面接指導（スクーリング）を実施する場合は、職員派遣に伴う学校側の負担等を考慮する必要がある。これらの課題に対応する方策として、高等学校の通信制課程では、テレビ放送やインターネット等を活用した指導を行うことができるとされていることから、少年院に在院したままで、テレビ放送やインターネット等のツールを活用していくことで、前記のような課題にも対応が可能と考えられる。

これらの実現のためには、少年院、通信制高校ともに通信環境等の整備が必要となることから、連携する少年院及び通信制高校は、これらのツールを用いた教育の実施方針について、双方が指導しやすい在り方について協議を進めていく必要がある。



なお、通信制高校の職員が少年院に来院して指導する場合も想定されることから、少年院の設備面はもとより、少年院が法令上教育実施場所とし得るよう、関係者間において調整等を図っていくことも必要である。

### (3) 出院後の継続的な在籍・学びに向けた支援

#### ア 在院中からの通信制高校との積極的な情報共有等

出院後の学びの継続のためには、在院中から、在院者と通信制高校との間において、本人の学習の取組状況やスクーリングの実施に当たっての配慮事項等について、積極的に情報共有しておくことが有効である。また、共有された情報等を踏まえ、面接指導等の機会を活用して、定期的に又は臨時に、通信制高校職員による本人への個別面談等を実施するなどして、本人と通信制高校の間で、良好な関係を築いておくことも、出院後の在籍継続につながるものと考えられる。

#### イ 出院後の進路に関する指導の効果的な実施

出院後の通信制高校の在籍継続を含む進路について、早期から少年院と通信制高校が協力し、進路指導を通して本人の学習意欲を醸成する等の継続的な働き掛けを行うことが必要である。また、本人の処遇の段階が1級になり、出院後の生活について具体的に考える段階になった際には、出院後の実際の通学を見据え、具体的な生活計画を立てさせるほか、本人が実際に通う学校（スクーリング会場）等の下見や、実際に学校での授業を体験すること等の機会を設けることも望まれる。

#### ウ 保護者等への情報提供等

本人の学習の取組状況については、保護者等の来院時や成績通知時などに、積極的に情報を提供し、本人の学習意欲等を見守る、あるいは、支援することについて保護者等に働き掛けることも有効と考えられる。状況によっては、在院者と保護者等との面会時に、通信制高校職員が同席することも考えられ、本人、保護者等を交えた四者面談を実施するなどして、出院後の通信制高校の在籍継続を含めた進路について、本人と保護者等が同じ方向性を持つことができるように調整することが望まれる。

#### エ 更生保護官署との連携

更生保護官署に対しては、現在も、修学支援の開始段階で、身上変動通知書等により情報提供をしているが、高等学校への入学や復学情報についても随時提供していく必要がある。後記オのケース検討会への参画の依頼など、在院中から出院後までの切れ目のない修学支援の実施に向けて、更生保護官署とも積極的な連携を図る必要がある。

#### オ 関係者によるケース検討会の実施

出院後の在籍継続に向けた課題や社会における支援策を協議し、関係者が共通した認識の下で、高等学校の在籍継続に向けて支援する体制の構築が必要である。関係者の間で、本人の学習状況や進路の意向等を共有するとともに、出院後の在籍継続に向けた課題や資源等をあらかじめ洗い出し、働き掛けや支援の方針や役割分担等を確認し、関係者が共通した認識の下で高等学校の在籍継続に向けて支援する体制を整えるため、少年院において関係者に声をかけ、ケース検討会等を開催することも一方策である。

#### カ 出院者等による相談制度等の活用

少年院法第146条に規定される出院者等による相談制度を活用し、本人や保護者等からの相談や、高等学校、保護観察所等からの要請等に基づき、少年院職員による個別相談や、学校等が実施する検討会等への参画について積極的に行い、本人の在籍継続に向けた支援を行うことも考えられる。また、現在、SIB<sup>1</sup>の手法を用いて、少年院出院者の出院後の学習支援を、民間事業者が行う仕組みの導入が検討されている。この仕組みが導入された場合には、対象者が高等学校の在籍継続に向けて必要な支援が受けられるように、早期に実施に向けた枠組みを整備し、適切に活用する。

#### (4) 高等学校における単位認定に向けた方策

##### ア 矯正教育の単位認定

通信制の高等学校卒業に当たっては、74単位の修得が必要とされている。通信制高校に（転・編）入学した在院者は、通信制高校から課される課題作成のための学習やスクーリング、定期試験により、定められた単位を修得することになる。

ところで、在院者は、その犯罪的傾向を矯正するとともに、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的とした少年院の矯正教育を受けている。これらは、生活指導、教科指導、職業指導、体育指導、特別活動指導の5つの分野にわたる内容で展開している。施設や在院者個々によって内容の細部は異なるが、在院期間を通して、夜間・休日を問わず実施されている。

少年院が展開し、在院者が取り組んでいるこれらの教育活動の中には、高等学校で実施されている教育活動に相当するものも多く含まれている。例えば、職業指導においては、「職業生活設計指導」として、社会人としての基礎マナーや事務処理能力、パソコン操作能力について100単位時間

---

<sup>1</sup> SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）とは、あらかじめ合意した成果目標の達成度に応じて支払額が変わる、成果連動型民間委託契約方式の一類型で、外部の民間資金を活用した官民連携による社会問題解決の仕組みをいう。

(1単位時間50分)を超える時間数で実施されている。「体育指導」についても、各施設において一定程度実施されており、多様な実施種目を設定している。

また、生活指導では、「特定生活指導」として、被害者の心情理解や暴力防止等、本人の課題や問題性に応じた指導が、法務省矯正局指定の教材による中核プログラムや各種の周辺プログラムにより実施されている。その他、職業指導において、情報処理や介護福祉等の資格取得に向けての指導や、農園芸や陶芸等の実習も展開している。特別活動指導として、福祉施設の掃除や手伝い等の「社会貢献活動」も実施している。

これらの教育活動の一部について、在籍する高等学校において、修得すべき単位として認定された場合には、出院後に修得する単位が少なくなるという点で、在院者の高等学校卒業に向けてのハードルが緩和され、卒業に向けての意欲を高めることにつながるとともに、社会復帰を見据え少年院での教育への意欲を高めることにもつながるといった相乗効果も期待される。

高等学校には、学校外の取組等について単位を認定する制度が設けられており、こうした制度も踏まえ、文部科学省において、(編・転)入学する高等学校の校長が十分な教育効果を有するものとして認める場合には、当該高等学校の科目の履修とみなし、当該科目の単位を認定することを可能とする措置を講じることが必要である。

さらには、各学校の校長が単位認定する際に参考にすることができるよう、少年院における教育活動の目標や内容等を整理するとともに、それらを踏まえた単位認定に当たっての考え方などについて、協議を進めていくことも必要である。併せて、各学校の校長が単位認定するに当たって、少年院における教育活動の実施状況を客観的に確認することができるよう、必要な仕組みの在り方について協議を進めていくことが望ましい。

また、これらと連動して、教科指導では、高等学校への復学や大学進学等を希望する者に対しては、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導を行うとともに、当該教科指導の実施に当たっては、高等学校に在籍する在院者については在籍校等と連携し、在籍校のカリキュラムや教材等の内容に応じた教科指導を実施することができるよう努めていくことも必要である。

#### イ 高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定

前記1(3)のとおり、少年院では、施設内で高等学校卒業程度認定試験を受験することが可能となっており、毎年多くの者が受験している。既

に、高等学校卒業程度認定試験の合格科目については、高等学校の校長が単位を認定することが、法令上認められている。通信制高校においても、当該試験の合格科目について、単位として認定されることが可能であり、適宜活用していくことも望まれる。

#### ウ 入学年次に関する考え方の整理

高等学校の教育課程の全てを修了するのに必要であると定められた期間（修業年限）は3年となっている。少年院に在院している間は、社会生活から離れる少年院在院者にとっては、必然として同世代の者から後れを取ることになり、職業生活・学校生活での差が生じるだけでなく、劣等感を生じる一因となっている面もある。少年院の在院期間中において、生徒が同学年で（編・転）入学を行い、少年院在院期間中から高等学校教育を受けることができれば、できる限り早期に卒業できることにつながると考えられることから、これらに向けた対応も望まれる。

### 3 今後の施策の方向性

- (1) 少年の立ち直りと円滑な社会復帰に当たっては、生活の基盤として進路がある程度定まっていることが望まれるところ、特に、希望する者については、高等学校に在籍し、学びを継続できることは、少年の新しい生活への意欲を高めることにもつながりうる。少年にとって少年院における学習環境と出院後のそれとの差を少しでも小さくし、出院後も少年の学習への意欲を支えるためには、切れ目のない支援が必要であり、そのためには少年院と通信制高校が緊密な連携の下で、施策を実施していく必要がある。また、少年院と通信制高校と連携した取組ができる環境を整えるべく、引き続き法務省と文部科学省が連携し、両省間での協議や情報交換を行いつつ、必要な措置等を講じていく必要がある。
- (2) 本施策については、まずは、一部の少年院とその近隣の通信制高校との間で具体的な取組について協議し、連携関係を築くことが重要であり、希望者に対する支援事例を積み重ねながら、実施に当たっての課題や問題点等を確認する必要がある。その上で、明らかになった課題や問題点等については、法務省、文部科学省を始め、参加している少年院や通信制高校等と共有し、対策を講じつつ、円滑な実施に向けてそれぞれが連携して取り組んでいく必要がある。
- (3) 少年院と通信制高校との打ち合わせ、とりわけ面接指導（スクーリング）や多様なメディアを利用した指導の実施に当たっては、在院者及び少年院職員が通信制高校に赴くこと等が想定される。緊密な連携の下で本施策を進めていくためには、地理的にも利便性が高く、連携関係の築きやすい少年院及び通信制高校の間で取組を進めていく必要がある（通信制高校が複数の少年院と連携関係を結ぶことについては妨げない）。また、少年院が連携する通信制高校を選定できるように、全国高等学校通信制教育研究会等に必要な協力を求めることが有効であると考えられる。
- (4) 少年院における矯正教育の単位認定については、各通信制高校間で著しい差が生じない形とすることはもとより、将来的には他の通信制高校においても同様の対応が可能となるように、法務省及び文部科学省との間で、単位認定を行うに当たってのガイドラインを定めることなどが求められる。

## 【参考資料】

### 1 検討会の概要

#### 第1回

日時 令和2年6月25日（木）午後2時から午後4時まで

方法 法務省20階第1会議室

参加者 21名

- 議題
- 1 本検討会の趣旨について
  - 2 検討議題について
  - 3 今後の進め方について

#### 第2回

日時 令和2年12月7日（月）

方法 法務省20階第1会議室（矯正局テレビ会議システムを併用）

参加者 22名

- 議題
- 1 作業部会での検討結果について
  - 2 検討会報告書案の検討について
  - 3 今後の進め方について

### 検討会参加者

#### ●広域通信制高校

賀澤 恵二 全国高等学校通信制教育研究会 前会長・顧問

村越 和弘 全国高等学校通信制教育研究会 事務局長

安田 浩一 星槎国際高等学校教頭

牧野 秀昭 星槎国際高等学校教頭

西垣 祐作 向陽台高等学校教頭

林 周剛 八洲学園高等学校長

吉田 士文 八洲学園高等学校副校長

崎本 淳 並木学院高等学校教頭

小判 繁樹 禅林学園高等学校前校長・顧問

人見 敏史 禅林学園高等学校教頭

#### ●法務省

義家 弘介 法務副大臣（当時，第1回）

田所 嘉徳 法務副大臣（第2回）

大橋 哲 矯正局長

小山	定明	矯正局少年矯正課長（当時，第1回）
西岡	潔子	矯正局少年矯正課長（第2回）
山本	宏一	矯正局少年矯正課企画官（少年院係）
山口	孝志	北海少年院長
森	伸子	多摩少年院長
横澤	宗彦	浪速少年院長
山本	貴祐	交野女子学院長
倉繁	英樹	和泉学園長
遠藤	英明	広島少年院長
澁谷	伊織	四国少年院長

●文部科学省

塩川 達大 初等中等教育局参事官（高等学校担当）

## 2 作業部会の概要

### 第1回

- 日時 令和2年7月21日（火）午後2時から午後4時まで  
方法 矯正局テレビ遠隔通信システム使用  
参加者 31名  
議題 1 少年院における教育活動について  
2 通信制高等学校における教育活動について

### 第2回

- 日時 令和2年8月25日（火）午後2時から午後4時まで  
方法 矯正局テレビ遠隔通信システム使用  
参加者 30名  
議題 1 在院者の通信制高校の編入学と出院後の継続的な在籍に向けた方策  
2 その他少年院と通信制高校との連携方策

### 第3回

- 日時 令和2年9月29日（火）午後2時から午後4時まで  
方法 矯正局テレビ遠隔通信システム使用  
参加者 30名  
議題 1 喜連川少年院における取組について  
2 地域部会における検討状況について  
3 出院時・出院後の支援、連携方策について  
4 その他少年院と通信制高校との連携方策について

### 第4回

- 日時 令和2年11月13日（金）午後2時から午後4時まで  
方法 矯正局テレビ遠隔通信システム使用  
参加者 29名  
議題 1 検討会報告書案の検討について  
2 単位認定に関するガイドラインの策定について



## 作業部会参加者

### ●広域通信制高校

賀澤 恵二 全国高等学校通信制教育研究会 前会長・顧問  
村越 和弘 全国高等学校通信制教育研究会 事務局長  
安田 浩一 星槎国際高等学校教頭  
牧野 秀昭 星槎国際高等学校教頭（作業部会第2回から）  
西垣 祐作 向陽台高等学校教頭  
林 周剛 八洲学園高等学校長  
吉田 士文 八洲学園高等学校副校長  
崎本 淳 並木学院高等学校教頭  
小判 繁樹 禅林学園高等学校前校長・顧問  
人見 敏史 禅林学園高等学校教頭

### ●法務省

小山 定明 矯正局総務課長（作業部会第1回のみ）  
西岡 潔子 矯正局少年矯正課長  
山本 宏一 矯正局少年矯正課企画官（少年院係）  
谷村 昌昭 矯正局少年矯正課上席補佐官（少年院係）  
松本 理 矯正局少年矯正課少年院係事務官  
臼杵 美紀 札幌矯正管区少年矯正第一課長  
曾和 浩 東京矯正管区少年矯正第一課長  
筒井 千景 大阪矯正管区少年矯正第一課長  
市田 秀一 広島矯正管区少年矯正第一課長  
伊藤 隆宏 高松矯正管区少年矯正第一課長  
大門 貴彦 北海少年院首席専門官  
岸田 佳子 北海少年院統括専門官（調査・支援担当）  
御木 聡司 喜連川少年院首席専門官（作業部会第3回のみ）  
山下 嘉一 多摩少年院首席専門官（教育担当）  
坂入 慎悟 多摩少年院首席専門官（支援担当）  
佐野 雅之 浪速少年院首席専門官（教育担当）（作業部会第1回のみ）  
田中 哲司 浪速少年院統括専門官（企画調整担当）（作業部会第2回から）  
高澤千恵子 交野女子学院首席専門官（作業部会第1回のみ）  
大野日富美 交野女子学院統括専門官（教務担当）  
芝田 宏之 和泉学園統括専門官（企画調整担当）  
草川 武 広島少年院首席専門官

久本 大亮 四国少年院統括専門官（企画調整担当）

●文部科学省

塩川 達大 初等中等教育局参事官（高等学校担当）

小川 慶将 初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校教育改革係長